



資料 /

徳病総第203号
平成28年7月14日

徳島県個人情報保護審査会
会長 大道晋殿

徳島県病院事業管理者 香川征



個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（諮問）

このことについて、徳島県個人情報保護条例の規定に基づき、貴審査会の意見を求めます。

1 濟問の趣旨

徳島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第8条では、「オンライン結合による提供の制限」規程が設けられており、原則として個人情報を実施機関以外のものに提供してはならないとされております。

しかし、例外的に、法令等の規定に基づくとき、又は貴審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められるときに限っては、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供できることとされております。

今回諮問する事項は、事務の性質や効率等の観点から、個人情報の例外的取扱を必要とするものと考えますので、貴審査会の意見をお聴きするものです。

2 諮問する事項

オンライン結合による個人情報の提供制限の例外に関する事項
(条例第8条第2項第3号関係)

諮詢事項

「オンライン結合による提供の制限」に関する事項
(条例第8条第2項第3号関係について)

1 システム等の名称及び概要

徳島県立中央病院地域連携医療情報ネットワーク（仮称）

中央病院の電子カルテシステムをインターネットに接続し、ネットワーク参加医療機関に対して、中央病院が保有する患者の診療情報を提供するシステム

2 提供する個人情報の対象者の範囲

県立中央病院の患者

3 提供先

ネットワーク参加医療機関

4 オンライン結合による提供が必要な理由

◎県立中央病院がネットワーク参加医療機関と連携を強化し、県民に提供する医療の質の向上を図るために、検査内容・処方・画像などの診療情報を迅速かつ円滑に共有するためオンラインの利用が必要となる。

◎提供する診療情報は医療に必要な範囲に限定する。

◎診療情報の提供は、県立中央病院の医師又は医師の指示を受けた職員が行うこととされており、システムの利用者ごとにID、パスワードを設定し、データへのアクセス制限を制限するなどの保護措置を講じる。

◎提供先は、ネットワーク参加医療機関に限定され、診療情報の閲覧は医師が行うこととされており、システムの利用者ごとにID、パスワードを設定し、データへのアクセス権限を制限するなどの保護措置を講じる。

◎提供するデータの暗号化等により、データの漏洩、改ざん防止措置が講じられているほか、中央病院において、規則等の整備により、職員の目的外利用・提供を禁止する措置を講じる。

徳島県立中央病院医療連携情報システムネットワーク（仮称）

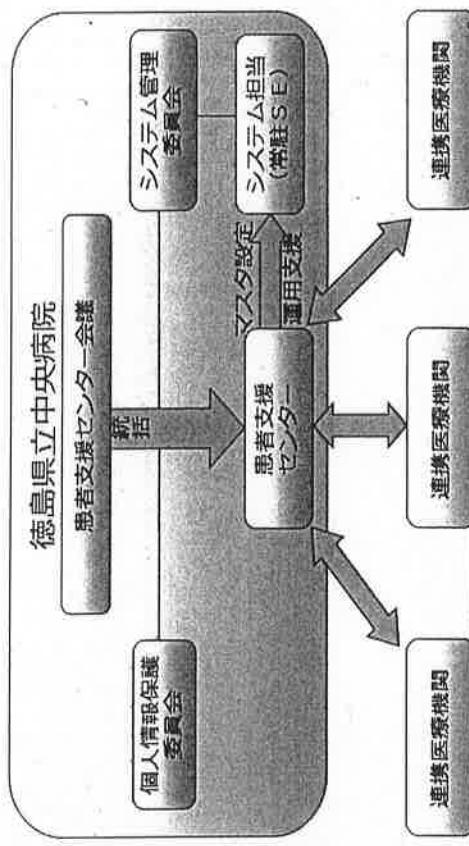
（システム概要）中・一する患者の速対を迅対して、（検査内 容）（検査内 容）
（システム概要）保有する患者の診療情報を（検査内 容）
（システム概要）画像・加スム
（システム概要）中央病院・方参シ
（システム概要）中・一する患者の速対を迅対して、（検査内 容）
（提供する個人情報の範囲）
（提供する個人情報の範囲）患者を得られた者
（提供先）中央病院の承諾を得られた者
（提供先）ネットワーク参加医療機関

（県内の他の地域連携ネットワーク）
○阿波西部ネットワーク（25.8～）

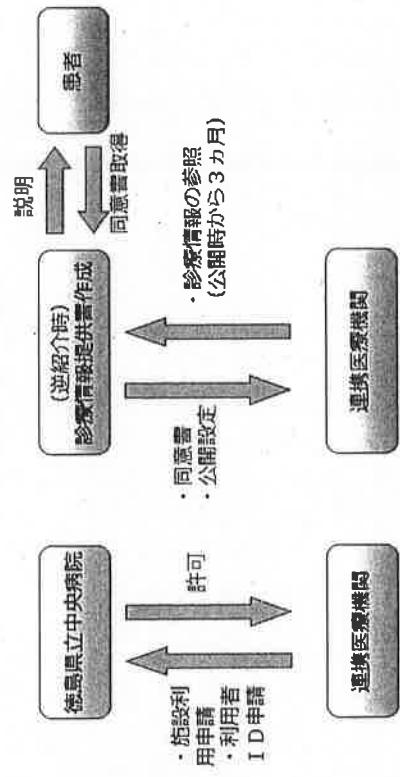
○鳴門病院ネットワーク（26.4～）

（背景）
28.4月の診療報酬改定で、診療情報の電子的
提供に対する加算がついた
富士通の地域連携システム（HumanBridge）を
利用しインターネット接続

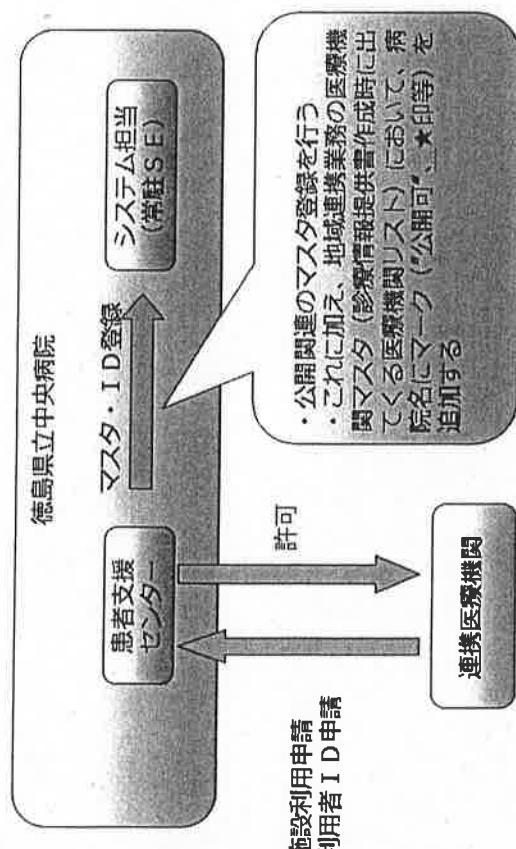
実施体制（案）



運用イメージ（概要）



運用イメージ（詳細）



運用イメージ（詳細）

